



回 覧

「ずっと住まいるたきのうえ！」 支援事業のご案内

支援事業の目的

滝上町の地域活性化対策の一環として、町内に一戸建ての住宅や共同住宅などを新築、取得又は中古住宅を購入して改修する方々に対して、若年世帯や子育て世帯への支援を含めた補助を行い、定住と美しい自然環境と調和した町並み(童話村)の形成を促進することを目的とします。

お問い合わせ先

この案内ではお伝えきれない詳しい内容がございます
ぜひお問い合わせください

役場建設課建築係 29-2111 (内線240)



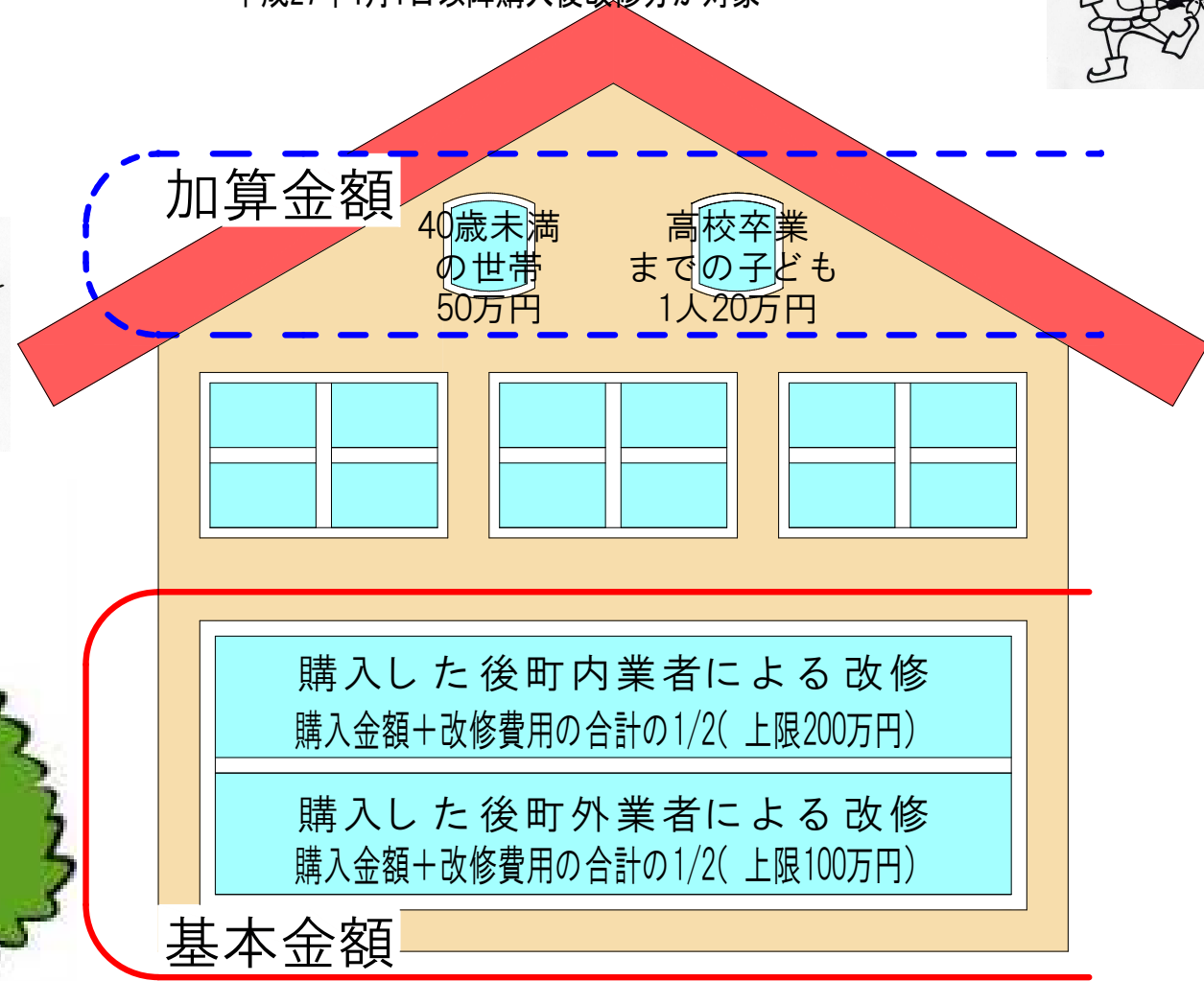
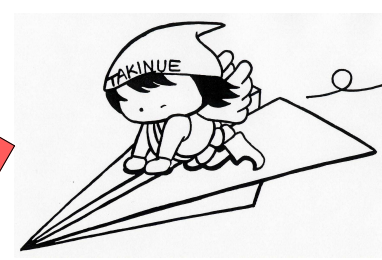
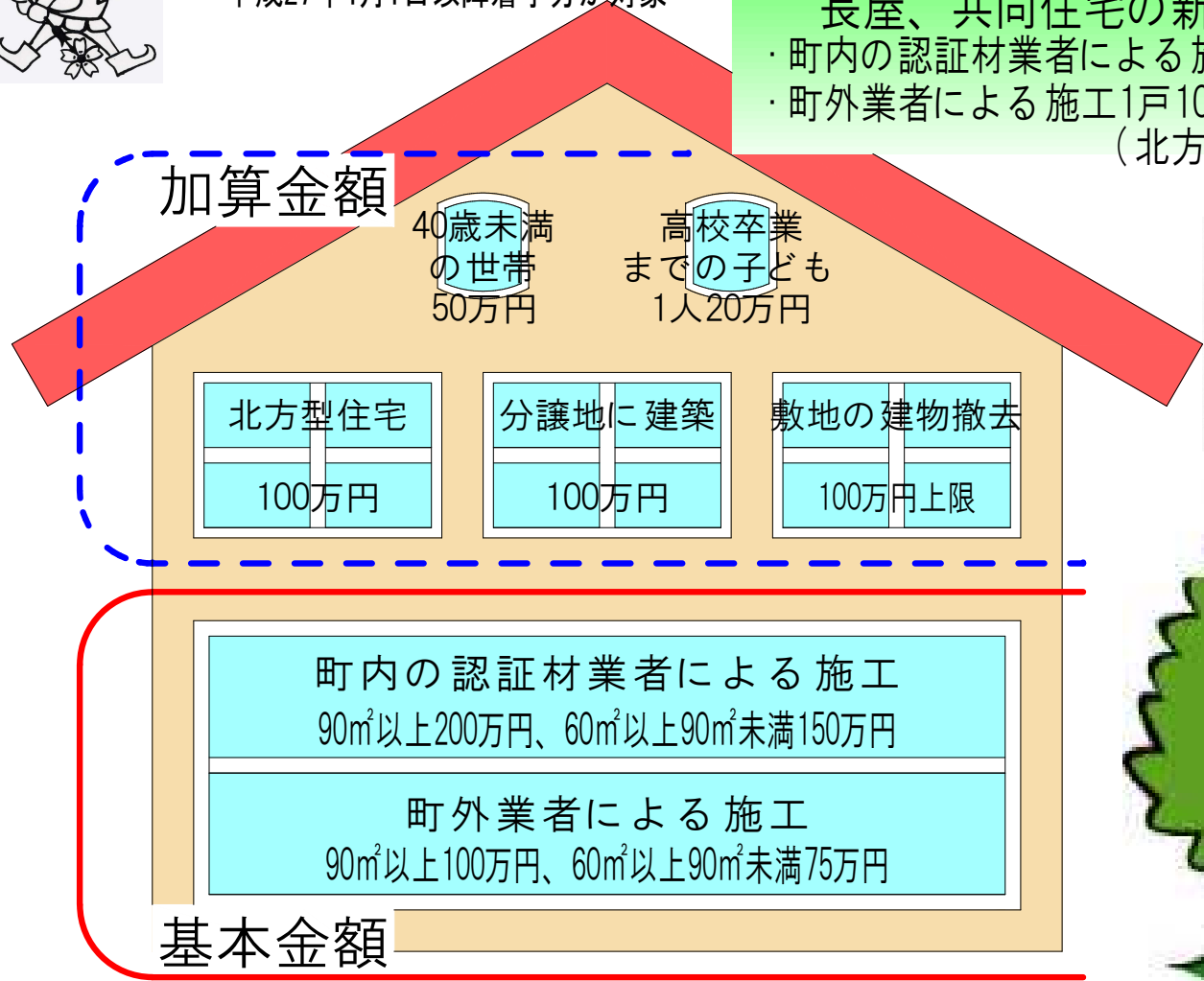
一戸建ての住宅を新築した場合

平成27年4月1日以降着手分が対象

長屋、共同住宅の新築の場合
・町内の認証材業者による施工1戸200万円
・町外業者による施工1戸100万円
(北方型住宅加算有)

住宅を購入後改修して自己居住の場合

平成27年4月1日以降購入後改修分が対象



まちづくり 景観条例の屋根外壁色彩統一事業補助金等との併用はできません

この制度には有効期間がありますのでお問い合わせください